

ムダなダムをストップ!!

事務局だより No. 45 2013年9月25日 ムダなダムをストップさせる栃木の会

【ムダなダム裁判】

☆ 対栃木県知事・3ダム訴訟・控訴審もいよいよ次回で結審？

(平成23年(行コ)第169号) 東京高裁第4民事部

11月12日 (火) 15:00~16:00 弁論 102号法廷

証人尋問は前回で終了し、控訴審も次回で結審となる可能性が出てきました

《栃木・3ダム訴訟報告》証人尋問の状況・報告

利水について県側の証人がどう説明し、それを控訴人側が反対尋問でどう切り崩したのでしょうか
都合の悪い質問には「知らない」「検討していない」・・・
関係市町との協議は「これから」・・・被控訴人側証人

7月17日 (水) 13:30~ 16:30 証人尋問(思川開発事業の利水問題)

控訴人側証人：嶋津暉之さん(事務局だより前号で、控訴人側証人として早乙女正次さん、嶋津暉之さんと書いていましたが、嶋津暉之さんお一人の間違いでした。お詫びして訂正いたします。)

被控訴人側証人：県県土整備部・印南洋之次長

1 東京高等裁判所第4民事部

2013年7月17日午後1時30分~午後4時30分

102号法廷

2 出席者

裁判所一 田村幸一裁判長・浅見左陪席・高橋光雄右陪席

控訴人側一大木、高橋、若狭、浅木、服部、野崎、品川(以上代理人)、

高橋比、石川、大木、山家(以上控訴人)

被控訴人側一谷田、平野、白井(以上代理人)、指定代理人多数

3 内容

(1) 書証

甲C第104号証(早乙女陳述書)、甲C第105号証(嶋津意見書)

乙98号証（印南陳述書）

裁判長「弁論としては第1回だが、弁論準備の手続き結果を陳述する。また裁判長が変わったが、従前通りということによろしいですね。」

（2）証人尋問

① 印南洋之証人（県土整備部次長）に対して平野弁護士が約40分にわたって尋問

平野弁：思川開発事業とどのように関わってきたか

印南証人：平成24年からはダム事業検証の一環として関連部局と連携して、県南地域の水道水源の確保について検討してきた。その結果を乙93の「栃木県南地域における水道水源確保に関する検討報告書」（以下「検討報告書」と略す）にまとめた。

平野弁：県がこの事業に参画する意味は何か。

印南証人：平成13年に関係市町に需要水量をたずねた。当時は合併前で10市町（栃木、鹿沼、壬生、石橋、西方、国分寺、藤岡、岩舟、大平、野木）だったが、野木町を除いて全量地下水依存だった。

平野弁：この地域で地下水依存度が高いのは？

印南証人：昔から使ってきたことが挙げられる。

平野弁：それで何か問題があるのか。

印南証人：昭和58年に確認されて以降、地盤沈下が継続していることと、汚染が問題である。

平野弁：検討（案）の図3-24から何がわかるのか。

印南証人：県南地域が要綱の指定地域となった。1～2cmの地盤沈下が毎年進行している。これを放置すれば道路や建築物に深刻な被害を及ぼす。野木町では80cmも沈んでいる。

平野弁：栃木県の地盤沈下対策は？

印南証人：平成5年に指導要綱を作り、適正な利用を要請してきた。環境審議会で要綱では対応が甘いと指摘され条例化を図った。

平野弁：県南で地下水汚染が発生しているか？

印南証人：図3-27に新規発生数の推移を示す。毎年発生している。図3-28は累積発生数だが、増加傾向にある。地下水汚染はいったん汚染されるとなかなか改善されない。汚染の原因は農業由来（肥料）の硝酸、亜硝酸と、工業由来の鉛、水銀、トルエン、ベンゼンなどである。

平野弁：具体的な影響は？

印南証人：飲料水には適さなくなる。

図3-29は汚染発生から観測している経過年数を表す。中には20年経っても収束しないことがある。

平野弁：地下水の汚染は表流水の汚染とどのように異なるのか。

印南証人：表流水では年間50～100件の水質事故が発生しているが、オイルフェンス等で対処したり希釈する等が可能。件数は多いが短期間で収束する。8割が10日間で収束する。

印南証人：県内に水道水源に利用できるダムは10基あるが、県南には0である。

平成13年当時の参画水量は0.827m³/sで、関係市町の要望水量を積算した。平成20年に0.403に変更し、現在に至っている。東大芦川ダム建設が中止となり、鹿沼市が独自に0.2で参画することになった。

平野弁：小山市はなぜ除かれたのか？

印南証人：自前で思川からすでに取水しているから。地下水依存度、広域水道事業の二つの観点から2市3町（栃木市、下野市、壬生町、岩舟町、野木町）が対象地域に指定された。

平野弁：栃木県の目標は？

印南証人：地盤沈下や地下水汚染を防ぐために、地下水を表流水へ転換してバランスをとること。目標年度の平成42年には地下水を40%まで減らすこととし、中間目標を65%とする。バランスをどこに求めるのかは困難なので、全国的な依存率から考え、隣接県の状況と同等レベルにな

るよう段階的に達成しようと考えた。

平野弁：65%とするためには表流水はどれだけ必要か。

印南証人：96000m³だがロスを見込んで10万m³（1日最大給水量）だ。

平野弁：水需要予測は？

印南証人：平成42年における水需要予測は1日最大給水量を96000m³と見込んでいる。

平野弁：対象市町の市長の意見は聞いているか。

印南証人：聞いている。

平野弁：南摩ダムは水が貯まらないダムだ、と言われているようだが、現実的に表流水が取水できなくなる（不足する）ことはないのか。

印南証人：20年に2回という規模の渇水でも安定的に利用できる計画である。

平野弁：今なぜこのような資料（検討報告書）を国に提出しなければならなかったのか。

印南証人：「検討の場」で要求された。

平野弁：他県で同様のことが行われていないのはなぜか。

印南証人：栃木県は県南での水道用水供給事業の認可を受けていないから。確認作業が一つの手段ではあるが、絶対必要なものではない。平成19年に《県南広域的水道整備協議会》を立ち上げ、水道用水事業について検討している。

平野弁：協議会の進み具合は？

印南証人：事業計画策定に向けて進めている。

② 大木弁護士による反対尋問（約70分）

大木弁：下流県は全て水道事業認可を受けているが栃木県のみを受けていない。平成13年に下流県に要望水量を聞いておりこれが根拠となっていると言うが、（新聞報道によれば）都賀町は「要望していない」、石橋町は「国分寺町に言われたので参画した」となっている。

印南証人：承知していない。

大木弁：ダム事業の利水に参画する場合、利水代替案の検討をすることになっているが、栃木県では代替案の検討をしたのか。

印南証人：検討していない。

大木弁：今回、検討（案）を検討するにあたり過去の検討を参考にしたかしなかったか。

印南証人：しなかった。

大木弁：家庭における水の使われ方に関して、6年も前の東京都の調査資料を使っているが、節水トイレの普及により水の使用量が減ることは考えたか。

印南証人：今回の推計としては考慮していない。

大木弁：ダム事業の数が減っているが、その原因についてどう考えているか。

印南証人：特段の理由は考えなかった。数が減っている事実のみ述べた。

大木弁：渇水について。ここに出ている（田畑のひび割れの）写真は桐生市内のものでしょうか。

印南証人：栃木県のものではない。

大木弁：パブコメの賛否はどうだったのか。

印南証人：パブコメ応募者21名中賛成の意見は3名で他は反対の意見だった。

大木弁：栃木県内で地盤沈下の具体的被害は出ているか

印南証人：出ていない。

大木弁：1997年以降2cm以上の地盤沈下は出ていないが、その理由は農業用水のくみ上げ量にあると考えて良いか。

印南証人：はい。

大木弁：環境審議会の作成した資料によると、5～8月に地下水位が急激に低下しているが、これは農業用水のくみ上げによるものですね。ならばこの時期の農業用水の採取を制限すればよいということですね。

大木弁：県南の保全地域では、全体の地下水揚水量のうち何%が上水道用か。

印南証人：野木では8%、小山、栃木では全体で2割です。

大木弁：2割のうちの35%を減らすと地盤沈下はどの程度減るのか。

印南証人：把握していません。

大木弁：足利市、佐野市については今回の検討の対象になっていないが。

印南証人：すでにダム水を確保しているから。

大木弁：思川の利水参画については最終的には2市3町が決定することで、実施するかどうかについては市長の同意が必要ですね。

印南証人：これから協議をして行く。

大木弁：（早乙女）陳述書の内容について検討したか。

印南証人：聞いていない。

大木弁：栃木市議会における栃木市長の発言（県の検討案に理解を示したからといって栃木市に将来ダム水を買う義務が発生するわけではない）についてどう思うか。

印南証人：可能性がゼロとは言えない。

大木弁：水質事故による健康被害の状況について聞きたい。

印南証人：全国で4か所の内、地下水は1か所のみ。

大木弁：表流水の方が事故が多いと言えないか。

印南証人：その通りです。

大木弁：3.11の放射能による表流水の汚染事故は多いですね。

印南証人：その通り。

大木弁：県内で水道水源の地下水による健康被害はあるか。

印南証人：ない。

大木弁：南摩ダムに水が貯まらないことについて、県は独自の検証をしていないがなぜか。

印南証人：水資源機構がやっているから。

大木弁：熊本市は全量地下水だ。県内でも上三川、足利、佐野、那須烏山、さくら市は全量が地下水である。地下水で問題がないからではないのか。

印南証人：それらの市町は表流水源も確保している。今回は県南地域の対策のみを考えている。検討の場でも言われたから。

大木弁：水道ビジョンについて聞きたい。「新水道ビジョン」が策定された。そこには水源のバランス論はなくなっている一方で、給水人口、給水量の減少、設備更新の問題等について考慮するよう示唆されている。検討案を策定するにあたり「新水道ビジョン」を検討しなかったのか。

印南証人：検討していない。

大木弁：これまで水道事業の申請を全くやっていないということか。

印南証人：その通り。

大木弁：平成42年に目標を達成するというが、値段はどうか。

印南証人：広域的水道事業の中で値段などは検討していく予定だ。

大木弁：責任水量制にするのか。

印南証人：未定である。

③ 嶋津暉之証人に対し服部弁護士がパワーポイントを使って尋問（約40分）

（嶋津証人の証言の部分のみ記録）

嶋津証人：思川開発事業を検証する「検討の場」の第4回が開かれていないのは、栃木県の水道水供給事業計画がないことが明らかになったからである。関東地方整備局から水道事業認可について追加の回答が求められた。ダム事業については水源を使う事業（利水）の予定があることが重要な確認事項である。

嶋津証人：関係市町からの要請があり、県議会の議決があつて、という手続きが踏まれるべきだが、それがなかったため窮余の策として地下水を表流水に転換するという策を考え出したものと思われる。

嶋津証人：2市3町で65%の依存率として1日最大給水量10万tが必要というが、これはちょうど0.403m³/sに対応する水量だ。削減プランは机上の空論だ。本来の水道事業に代わるものではないので、関東地整がどう判断するか。また、小山市を含めた県南の3市3町での地下水依存率を考えると、65%である。つまり65%の目標をすでに達成していることになる。

嶋津証人：地下水100%が良くない、汚染が良くないと言うが根拠が本当にあるのか疑問だ。地下水100%の熊本市などは地下水がおいしいことを誇りにしている。

嶋津証人：栃木県内の市町水道で、地下水のみを水源としているがその一部を表流水に切り替えるという計画はない。2市3町のみが問題としているのは、思川開発への参加のためにやっているからだ。

嶋津証人：県南の地盤沈下は1997年以降沈静化していると言える。2004年、2010年は農業用地下水が少し増えたため、わずかに沈下しているが。農業用水が減ってきたので、それを反映して1997年以降は地盤沈下は沈静化している。地下水位が下がるのは5月～8月で、9月には回復する。そのため農業用地下水のくみ上げによるものであると判る。2割の水道用水には関係ない。

嶋津証人：あたかも地下水汚染が進行しているかのような印象を与えるグラフだが、これは一般井戸（浅井戸）の話である。累積数であって、汚染が拡大しているのではない。水道水源は深井戸がほとんどなので、一般井戸の汚染とは直接関係ない。

嶋津証人：栃木県の生活衛生課および環境保全課に尋ねたところ、水道水源井戸が汚染されたことはないとの回答であった。地下水の安全性は十分に確保されている。

嶋津証人：廃棄物処理業者が原因物質を川に流したため、浄水場が汚染され、代わりに地下水が代替となった事例もある。どちらを優先すべきかと言えばむしろ地下水を優先すべきだ。

嶋津証人：国交省は「異常渇水時において地下水の供給可能量は減少しない」と評価している。栃木県は全く逆のことをしようとしている。

嶋津証人：県の報告書では2030年までに1日最大給水量が減少すると予測されているが、2030年以降も減少している。長期的展望に立てば思川の水は必要ないことが明らかである。

嶋津証人：水道用水供給事業を行うためには施設の整備が必要となるが補助金が出ないため施設整備の建設事業費192億円は栃木県の負担で行うことになる。

嶋津証人：関係市の市長（栃木市）の発言（実際に金を払うとなったら話は別）の本音は、机上のプランであるため反対しないだけのことであろう。

嶋津証人：利水負担金（64億円）はとりあえず水資源機構が立て替えているが、いずれ栃木県に6割の負担が求められる。それに5割の利息が付いて約58億円。これは使うあてがないから県の一般会計から支出することになる。使うあてが全く無い水源を抱えるためにこのような巨額の費用を栃木県民が負担することになる。

④ 平野弁護士による反対尋問

平野弁：証人はどういう立場ですか。

嶋津証人：どういう意味ですか。

平野弁：研究者ですか。県民でなく部外者ですね。

（3）今後の進行予定

裁判長からは次回は最終口頭弁論の予定、その前に最終準備書面を出すようにとの指示があった。次回で終結すること。次回期日は11月12日（火）15時～16時。パワーポイントを使って用紙の陳述を行う。

最終準備書面は11月1日までに提出。

被控訴人は準備書面を出さないこともある

以上

公共事業

2014年度政府予算の各省市の概算要求が今月末で締め切られる。安倍政権の経済政策、アベノミクスが進める成長戦略や防災を旗印に、道路やダム、土地改良のための農業農村整備事業といった公共事業費の要求額が膨らんでいる。高齢化に伴って社会保障費が1兆円近く増えることも加わって、一般会計の要求総

た概算要求基準に従い要求する。来年4月の消費増税の最終判断が出ていないため税収見通しが示されず、全体の予算規模が示されていない。その中で各省庁には公共事業や教育、防衛などの政策に充てる裁量的経費を13年度当初予算より10%削減して要求するよう求めた。そのうえで、成長戦略や防災などに重点配分する特別枠を設け、各省庁が削減後の金額の30%分、総額約3兆6000億円に膨らむ要求を見ると、重点化、効率化が図れているのか疑問だ。各省庁の要求を財務省が査定して年末に予算案を策定するが、きちんと絞り込めるのか心配になる。

ここに懸念されるのは、来年4月に消費税が8%に増税されることを当て込んで予算を拡大させる動きだ。消費増税法には景気条項と呼ばれる付則がある。消費増税が実現すれば、「才力」機動財が引き上げられ、

「旧来型」復活許されぬ

額は過去最大規模になる見通しだ。00年代から削減傾向が続いてきた公共事業費だが、安倍政権発足直後の12年度補正予算で大幅に上積みされ、13年度当初予算で増加に転じ、その流れが続いている。今回の概算要求では、重点施策に名を借った「田舎型」の公共事業など、多岐にわたる分野で事業費拡大の動きが加速していることに強い危惧を抱く。

各都庁は今月初めに閣議了解され

0億圓まで要求できるようにした。国土交通省が要求する公共事業費は、13年度当初予算より17%増になる。本来は減らすはずの公共事業を増やせるのは、特別枠をめいっばい使い、「災害時の代替ルート」を名目とした道路整備、水害に備えるダムや堤防のかさ上げといった防災がらみの事業費を増やすためだ。

自民党は災害に強い国土づくりを、7月の参院選で公約に掲げており、

民、公明、民主3党の合意を受けて法律に盛り込まれた。

今まさに、消費増税の是非をめぐる政府の集中点検会合が開かれている。そこでは増え続ける社会保障費の痛みをどう分かち合い、財政健全化への道筋をつけるかが議論されていく。消費増税を求めている一方で公共事業の大盤振る舞いでは国民の理解は得られない。

内則がある。消費増税が実現すれば「財政の機動的対応が可能になる」として、成長戦略や防災など経済成長に向けた施策を検討するとの規定だ。

利水・治水効果なし

住民側、県と争う構え

鹿沼市の思川開発事業（南摩ダム）などダム3事業をめぐる、市民オンスパースン栃木（代表・高橋信正弁護士）と県民20人が、福田富一知事に事業負担金の支出差し止めと既に支出された約8億9千万円の損害賠償を求めた住民訴訟の控訴審第一回口頭弁論が17日、東京高裁（田村幸一裁判長）で開かれた。住民側は「南摩のほか湯西川（日光市）、八ッ場（群馬県）のいずれのダム事業でも、利水・治水の効果はな い」とする控訴理由書を提出。控訴棄却を求める県側と全面的に争う構えをみせた。この日は思川開発事業の利水問題について、原告、被告双方の証人尋問が行われた。県側の印南洋之県土整備部長は、同事業に関係する栃木市など

下野新聞 ⇒ 2013年7月18日

県南2市2町の高い地下
 水依存率を下げる必要
 性があると主張。ダム
 建設によって水道水
 とする河川表流水を確
 保し、地盤沈下などの
 リスクに備えるとし
 た。

これに対し、住民側
 でダムに詳しい嶋津暉
 之さんは「地下水のみ
 に依存する市町は、県
 内ではかにもある。地下
 水くみ上げの大半は
 農業用地下水で、水道
 用ではない」などと反
 論した。次回期日は11
 月12日で終結する見通
 し。

(田面木千香)

(田面木千香)

水道は近い将来、「水の道」と言えなくなるかもしれない。

過疎地では飲み水はペットボトルを宅配便で届け、あとは給水車が週2回、地域の拠点まで運んで給水する――。約10年ぶりに全面改訂されて3月に決定した「新水道ビジョン」を読めば、こんな将来像が浮かび上がってきます。老朽化した施設が一斉に更新期を迎え、経験をしたことがない時代に突入しているのです。

日本の水道は、1987（明治20）年に横浜市で通水を始

迎えています。ほとんど自治体は費用を積み立てています。とくに人口が減少する過疎地の簡易水道の経営は苦しい。例えば8町村と合併し、山間部の水道も経営することになった松江市水道局は、28の簡易水道を抱えています。その借金（起債残高）は11.2億円、料金収入はその20分の1。それでどうやって運営していくのか。旧市部で集めた料金で補填することに中心地の住民の理解を得られるか、という問題もある。

「2・4%の未普及地域」で

しい水”でお風呂に入ったり、トイレに流したりしているわけです。そうでなく、水道局は手洗いやシャワー程度の衛生管理の水を提供するのです。

すでに、トイレには（上水と下水の間の）「中水」として別の配管で供給する団地もある。独自の浄水装置を配備して排水を循環させ、井戸水も確保している企業もあります。水需要の減少が問題になっているが、水道のあり方を考えさせるきっかけにもなっています。

高度成長時代には「ぜいなく



63年生まれ。浜銀（横浜銀行）総合研究所地域経営研究室長。自治大学校で自治体職員に公営企業会計を教えるほか、各地の自治体から水道経営の相談を受けている。

ぜいたくな水道を見直す

佐藤 裕弥さん

厚生労働省新水道ビジョン
策定検討会委員

地域が増えていくでしょう。視点を変えれば、飲み水はペットボトルでいいのかもしれません。フランスでは水道会社が「安全な水」を供給しますが、飲用の容器に入れた水は1000年以上前から普及しています。

「おいしい水」を追求する自治体が増えてますが、家庭で飲む水は1割以下です。「おいしい水」でお風呂に入ったり、トイレに流したりしているわけですね。そうでなく、水道局は手洗いやシャワー程度の衛生管理の水を提供するのです。

すに、トイレには（上水と下水の間の）「中水」として別の配管で供給する団地もある。独自の浄水装置を配備して排水を循環させ、井戸水も確保している企業もあります。水需要の減少が問題になっているが、水道のあり方を考えさせるきっかけにもなっています。

高度成長時代には「ぜいたくな水」をジャブジャブ使つても文句を言う人はいませんでした。でも人口減で料金の減収は確実です。過剰な水道施設と水に対する価値観を見直し、新しい「水社会」を練り直すチャンスかも知れません。

(聞き手・菅沼栄一郎)

（聞き手・菅沼栄一郎）

野新聞 ⇒
2013年7月18日

2013/5/18

20134

5A 18A

朝日新聞

40) 1023 那須烏山 0287(80) 1023
40) 1024 支局 FAX (80) 1024

県北・日光版

経営難、再建の道筋いまだ

臨時株主総会で経営陣を刷新した。原発事故の影響や冬季の来場者減に加え、当初から懸念された「素人」の住民による運営の難しさが背景にある。市も経営コンサルタントの導入を予定するなど対応を急いでいるが、再建への道のりは容易ではない。

(茂木信幸)

湯西川「水の郷」開設2年



経営難が続く「水の郷」。誘客対策など課題は山積している

「東京電力福島第一原発事故後の開業という悪条件とともに、12月から3月にかけて冬の来場者が極端に少ない。6月下旬、運営会社「湯西川水の郷」初代社長の中川恒男さん(78)が自宅で

「素人」運営、競合施設…

役員刷新も課題山積

度は約500万円、12年度も約600万円の赤字を計上し、資本金の取り崩しや銀行からの借り入れを余儀なくされたという。8月～11月は月平均約10人にするなど人件費の削減に努めてきたが、経営は改善されないという。同社は6月20日、臨時株主総会を開催。新社長に、前取締役で元運転手



ズーム

水の郷 湯西川ダム(2012年11月完成)建設の還元施設として08年に着工。水没地域住民の生活再建や雇用確保、観光振興を

目的に11年7月18日、開業した。約2分の敷地に物産コーナーや飲食店が入った観光センター、源泉掛け流しの温泉浴場などを整備。総事業費計約14億4300万円はダムの水を使う下流

域の千葉、茨城両県のほか、国や本県、日光市が負担。同市が所有し、株式会社「湯西川水の郷」(資本金840万円)を指定管理者にしている。

8千～1万人入る来場者の大島積さん(63)を上げた。本年度から経営難の市観光施設に民間の経営コンサルタントを導入することを決め、「水の郷」も対象にする方針だ。同社は指定管理者として運営する理由について市観光部は「ダム工事に伴い建設された特殊な施設。同社が住民の生活再建や雇用確保を担っている」と説明。が、「約8

2013年 7月2日 下野新聞

南摩のシンボルツリー・ヤマナシの木の下で

野鳥、秋の蝶、水生昆虫の観察をしたり

南摩の自然の復元・地域再生について考えて見ませんか

南摩ダムは東京オリンピックの頃に計画されたダム。地形だけはダム建設に適しているが、肝心の南摩川に水が少ないため大部分を他の川に依存する計画である。

栃木県は県南での水道用水供給事業の認可を受けておらず、このことが思川開発事業の検証の過程で明らかになり問題となっている。県は関係市町に要望水量を聞いておりこれが利水で思川開発事業に参画する根拠となっていると言うが、栃木市でも下野市でも「とりあえず県の考えには賛意を表しただけであり、本当に水を買うかどうかはその時にしないと分からない」と曖昧である。「水の貯まらない」しかも「目的を失った」南摩ダム。しかしそのムダなダム建設のために水没予定地域では、80戸の人々が故郷を追われ、県道付け替え工事等が着々と進んでいる。

南摩ダム建設予定地で自然観察会

ヤマナシ収穫祭

日時：10月26日（土）午前9時～（小雨決行）

集合：鹿沼市上南摩・室瀬バス停付近

持ち物：昼食、飲み物、観察用具適宜

参加費：200円（豚汁のサービスを予定しています）

主催：ムダなダムをストップさせる栃木の会・日本野鳥の会栃木

思川開発事業を考える流域の会・水環境条例制定ネットワーク

問合せ：各団体事務局

本の紹介

「地下水は語る」一見えない資源の危機

守田 優 著

岩波新書 1374 760円＋税

「井の頭池はなぜ枯渴したか」を入口に、地下水の汲み上げ、地盤沈下のメカニズム、都市の水循環等の問題に切り込む。地下水を公共の水と位置付け、保全と利用の適正化を図るために地下水情報を共有化することが重要と説く。取水施設の登録制や取水報告義務制度、モニタリング体制等の管理システムを強化することで適正な地下水位を保つことができるので、今後は地下水を地域の共有資源として、行政、民間企業、地域住民、学識者等が共同作業によって合意形成を進め、地域で持続可能な地下水管理を行えば、その結果として豊かできれいな地下水を将来の世代に残すことができる、と説く。

年会費納入のお願い

2013年度（2013年4月1日～2014年3月31日）の年会費の納入が未だの方は、前号に同封の振込用紙をご利用ください。行き違いになりましたらご容赦ください。裁判も大詰めに近づいています。訴訟維持のため、ご協力をよろしくお願いいたします。なお、カンパも大歓迎です。

ムダなダムをストップさせる栃木の会

事務局：鹿沼市貝島町472-7

TEL：0289-63-1571

FAX：0289-63-1571

年会費：3,000円

郵便振替口座：00140-1-500609